

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和五年八月八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年四月六日奈良県指令中土第五五―一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年七月二十八日中土第七五―五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年七月二十八日中土第七六―三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市地黄町九二番二の一部及び九三番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 澤田康志

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 橿原市地黄町九二番二及び九三番二の各一部